

# あきた

目 次

告 示

- 生活保護法による介護機関の指定および変更について（第1号）…………… 1
- 生活保護法による医療機関の廃止について（第2号）…………… 2
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第3号）…………… 2
- 平成20年度、平成21年度、平成22年度、平成23年度および平成24年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第4号）…………… 2
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の取消しについて（第5号）…………… 2
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第6号）…………… 2
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第7号）…………… 2
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第8号）…………… 3
- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第9号）…………… 3
- 指定居宅介護支援事業者の廃止について（第10号）…………… 3
- 放置自転車等の撤去および保管について（第11号）…………… 3
- 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第12号）…………… 4
- 平成24年度第5期国民健康保険税督促状の公示送達について（第13号）…………… 4
- 平成24年度介護保険料納入通知書および督促状の公示送達について（第14号）…………… 4
- 秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務の委託について（第15号）…………… 4
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第16号）…………… 5
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第17号）…………… 6

教 委 告 示

- 秋田市指定文化財の解除について（第1号）…………… 6
- 教育委員会定例会の招集について（第2号）…………… 6

選 管 告 示

- 公職選挙事務執行規程等の一部を改正する規程（第1号）… 6

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第1号）…………… 6
- 農業委員会総会の招集について（第2号）…………… 7

上下水道局告示

- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第1号）…………… 7
- 指定排水設備工事事業者の廃止について（第2号）…………… 7
- 指定給水装置工事事業者の休止について（第3号）…………… 7

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設に関する届出について…………… 7
- 開発行為に関する工事の完了について…………… 8
- 入札参加希望者の公募について…………… 8
- 入札参加希望者の公募について…………… 8
- 入札参加希望者の公募について……………10
- 入札参加希望者の公募について……………11
- 財政報告書の公表について……………12
- 農用地利用集積計画の策定について……………12

上下水道局公告

- 受益者負担金の賦課対象区域について……………12
- 一般競争入札の執行について……………12
- 入札参加希望者の公募について……………13
- 入札参加希望者の公募について……………14

## 告 示

秋田市告示第1号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および変更したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成25年1月9日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
ヘルパーステーション・秋田中通り	秋田市中通三丁目2番27号	平成25年 1月1日

2 変更

名 称	変更事項 (所在地)		変 更 年月日
	変更前	変更後	
ヘルパー ステーション 遥 か	秋田市新屋比内 町7番4号	秋田市土崎港 中央三丁目4 番40号	平成24年 3月16日

秋田市告示第2号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成25年1月9日

秋田市長 穂 積 志

廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
たかしみず 歯 科 医 院	秋田市将軍野一丁目9番11号	平成24年 12月22日

秋田市告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成25年1月9日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

水沢自治会

2 認可年月日

平成15年4月3日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名および住所

変更前 伊 藤 剛 仁

秋田市雄和平沢字水沢86番地

変更後 伊 藤 重 信

秋田市雄和平沢字水沢117番地

4 変更年月日

平成24年12月16日

5 変更の理由

役員改選による。

秋田市告示第4号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年1月11日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成20年度、平成21年度、平成22年度、平成23年度および平成24年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第5号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を取り消したので、同法第69条の規定により告示する。

平成25年1月11日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関 の 名 称	開設者の名称 および氏名	指定取消 年月日
第48号	生々堂薬局	株式会社グッドネイバー 代表取締役 金澤 悟	平成24年 12月31日

秋田市告示第6号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成25年1月11日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
第170号	生々堂薬局	秋田市中通四丁目1番 51号	平成25年 1月1日

秋田市告示第7号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成25年1月11日

秋田市長 穂 積 志

1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

(1) 担当する医療の種類：歯科矯正に関する医療

指定 番号	名 称	所 在 地	開設者名	更 新 年月日
第11号	ほどの矯 正歯科ク リニック	秋田市保戸野 千代田町2番 58号	鈴木尚英	平成25年 2月1日

(2) 担当する医療の種類：整形外科に関する医療

指定 番号	名 称	所 在 地	開設者名	更 新 年月日
第12号	秋田組合 総合病院	秋田市飯 島西袋一 丁目1番 1号	秋田県厚生農業 協同組合連合会 代表理事理事長 佐藤 博身	平成25年 2月1日

(3) 担当する医療の種類：腎臓に関する医療

指定番号	名称	所在地	開設者名	更新年月日
第13号	おのぼ腎泌尿器科クリニック	秋田市仁井田字中新田80番地	佐藤良延	平成25年2月1日

秋田市告示第8号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成25年1月11日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）  
指定居宅サービス事業者・指定訪問看護事業者

指定番号	訪問看護ステーション名称	所在地	事業者名称・代表者	更新年月日
第1号	厚生連あきた訪問看護ステーション	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	秋田県厚生農業協同組合連合会 代表理事 佐藤 博身	平成25年2月1日

秋田市告示第9号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指

定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成25年1月11日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
秋田医療福祉株式会社	ヘルパーステーション・秋田中通り	秋田市中通三丁目2番27号	平成25年1月1日	訪問介護、介護予防訪問介護

秋田市告示第10号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり廃止したので、同法

第85条の規定により告示する。

平成25年1月11日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
株式会社ケアマネジメント三四郎	介護支援センター三四郎	秋田市飯島字飯島水尻436番地	平成24年12月31日	居宅介護支援

秋田市告示第11号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成25年1月11日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

- ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台
- イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 7台
- ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成24年12月3日から同月19日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成25年1月25日から同年7月25日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市都市整備部交通政策課 電話 866-2035  
秋田市東通仲町4番3号  
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第12号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第79条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス

事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

平成25年1月16日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
株式会社秋田南部福祉会	デイサービスセンターえびす	秋田市牛島西一丁目4番43号	平成25年1月15日	通所介護、介護予防通所介護
企業組合勝平ケアサービス	ケアセンターかつひら	秋田市新屋松美ガ丘北町11番26号	平成25年1月15日	居宅介護支援
総合福祉企業組合	総合福祉企業組合	秋田市旭北錦町4番10号	平成25年1月15日	福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売

秋田市告示第13号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年1月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成24年度第5期国民健康保険税督促状

秋田市新屋松美ガ丘南町2番10号

有限会社佐藤酒店

代表取締役 佐 藤 昌

受託者の住所および氏名

秋田市土崎港中央七丁目2番35号

ファミリーマート秋田手形山崎店

店長 土 谷 亮 一

受託者の住所および氏名

秋田市旭南三丁目1番14号

有限会社ジャガ・コーポレーション

代表取締役 佐々木 政 昭

受託者の住所および氏名

秋田市御所野地蔵田五丁目9番3号

ファミリーマート御所野湯本店

店長 佐々木 貴 則

受託者の住所および氏名

秋田市飯島長野中町3番16号

ファミリーマート河辺和田店、ファミリーマート秋田横山店

店長 小 玉 美由紀

受託者の住所および氏名

秋田県潟上市天王字上江川47番地1555

ファミリーマート下新城中野店

店長 速 水 真貴子

受託者の住所および氏名

秋田市新屋島木町4番56号

株式会社キートス

代表取締役 土 佐 尚 人

受託者の住所および氏名

秋田市手形新栄町7番24号

株式会社藤井酒店

代表取締役 藤 井 秋 一

受託者の住所および氏名

秋田市高陽青柳町6番16号

ローソン秋田茨島六丁目店

店長 六本木 嶺 男

受託者の住所および氏名

秋田市山王三丁目8番34号

株式会社とみや秋田営業所

取締役所長 飯 塚 克 彦

受託者の住所および氏名

秋田市寺内蛭根一丁目3番22号

有限会社尚

秋田市告示第14号

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成25年1月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成24年度介護保険料納入通知書  
平成24年度介護保険料督促状

秋田市告示第15号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年1月23日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

東京都目黒区青葉台二丁目19-10

株式会社長崎屋

代表取締役 成 沢 潤 治

受託者の住所および氏名

代表取締役 長谷川 浩 之  
 受託者の住所および氏名  
 秋田市横森二丁目8番37-3号  
 ファミリーマート秋田金足店  
 店長 山 内 忍  
 受託者の住所および氏名  
 秋田市御野場新町三丁目8番22号  
 ファミリーマート秋田東通5丁目店、ファミリーマート秋田城東店  
 店長 環 貫 由利夫  
 受託者の住所および氏名  
 秋田市広面字鍋沼63番地1  
 ホーマック株式会社広面店  
 店長 室 岡 利 彰  
 受託者の住所および氏名  
 秋田市将軍野南一丁目10番50号  
 広島商店  
 店長 廣 嶋 令 子  
 受託者の住所および氏名  
 秋田市八橋イサノ一丁目7番11号  
 ローソン秋田新屋比内店、ローソン秋田新屋日吉店  
 店長 藤 原 房 雄  
 受託者の住所および氏名  
 秋田市雄和椿川字方福14番地7  
 有限会社椿商会  
 代表取締役 鎌 田 孝 一  
 受託者の住所および氏名  
 秋田市外旭川字大畑63番地1  
 ローソン秋田泉中央三丁目店、ローソン秋田泉登町店  
 店長 小 林 三 男  
 受託者の住所および氏名  
 秋田市御野場新町三丁目13番1号  
 株式会社K&Kメルシ  
 代表取締役 湊 一 利  
 受託者の住所および氏名  
 秋田県潟上市昭和豊川山田字家の上62番地  
 ローソン秋田ベイパラダイス店  
 店長 石 川 世 希 子  
 受託者の住所および氏名  
 秋田市川尻みよし町1番29号  
 有限会社あいわ商店  
 代表取締役 平 野 玲  
 受託者の住所および氏名  
 秋田市寺内油田一丁目4番10号  
 ツルハドラッグ秋田寺内店  
 店長 大 友 辰 守  
 受託者の住所および氏名  
 秋田市土崎港中央一丁目4番10号  
 ツルハドラッグ秋田土崎中央店  
 店長 伊 藤 学  
 受託者の住所および氏名  
 秋田市寺内字三千刈155番地  
 ローソン秋田外旭川水口店  
 店長 加 賀 屋 悟  
 受託者の住所および氏名

秋田市榎山大元町6番7号  
 有限会社ケンユー  
 代表取締役 石 川 健  
 受託者の住所および氏名  
 秋田県潟上市昭和豊川山田字家の上62番地  
 有限会社イトーマーク  
 代表取締役 伊 藤 文 幸  
 受託者の住所および氏名  
 秋田市大平台四丁目4番23号  
 有限会社シーアンドエル  
 代表取締役 辻 永 均  
 受託者の住所および氏名  
 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地  
 株式会社ダイユーエイト  
 代表取締役 浅 倉 俊 一  
 受託者の住所および氏名  
 秋田市河辺三内字寺田19番地1  
 ローソン秋田駅西口店  
 店長 山 上 義 彦  
 受託者の住所および氏名  
 秋田市土崎港東一丁目2番30号  
 ファミリーマート秋田泉中央三丁目店  
 店長 佐 藤 美 幸  
 受託者の住所および氏名  
 秋田市川元開和町4番9号  
 ローソン秋田旭北錦町店  
 店長 金 靖 子  
 受託者の住所および氏名  
 秋田市川元開和町4番9号  
 有限会社コンエンタープライズ  
 代表取締役 金 律 子  
 受託者の住所および氏名  
 秋田市御野場新町三丁目17番22号  
 ローソン秋田仁井田緑町店、ローソン秋田広面家ノ下店  
 店長 石 川 雅 樹  
 受託者の住所および氏名  
 秋田市御野場新町三丁目2番22号  
 ローソン秋田外旭川八柳店、ローソン秋田北インター店  
 店長 畠 山 稔

秋田市告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成25年1月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
 中の沢自治会
- 2 認可年月日  
 平成7年12月28日
- 3 変更があった事項およびその内容  
 代表者の氏名および住所  
 変更前 小野寺 良 光  
 秋田市雄和萱ヶ沢字柳沢37番地  
 変更後 佐々木 強  
 秋田市雄和萱ヶ沢字二タノ沢40番地

- 4 変更年月日  
平成25年1月13日
- 5 変更の理由  
役員改選による。

秋田市告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。  
平成25年1月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
大部町内会
- 2 認可年月日  
平成10年6月22日
- 3 変更があった事項およびその内容  
主たる事務所  
変更前 秋田市河辺諸井字大部352番地 8  
変更後 秋田市河辺諸井字大部358番地 5  
代表者の氏名および住所  
変更前 曾 我 五 磨  
秋田市河辺諸井字大部352番地 8  
変更後 鈴 木 邦 夫  
秋田市河辺諸井字大部358番地 5

- 4 変更年月日  
平成25年1月24日
- 5 変更の理由  
役員改選による。

教 委 告 示

秋田市教委告示第1号

秋田市文化財保護条例（昭和36年秋田市条例第23号）第5条の規定に基づき、下記の物件について秋田市指定文化財を解除したので、同条例第6条の規定により告示する。

平成25年1月11日

秋田市教育委員会  
委員長 米 本 か お り  
記

秋田市指定文化財を解除する物件

種別	名称	員数	所有者又は保持者等	
			住 所	氏名又は団体名
記念物 (天然記念物)	山葡萄	1本	秋田市河辺岩見字杉沢台25番地1	石塚 ハナ

秋田市教委告示第2号

平成25年1月24日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成25年1月21日

秋田市教育委員会  
委員長 野 口 か お り

選 管 告 示

秋市選管告示第1号

公職選挙事務執行規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

平成25年1月18日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 菅 原 弘 夫

公職選挙事務執行規程等の一部を改正する規程  
(公職選挙事務執行規程の一部改正)

第1条 公職選挙事務執行規程（昭和34年選管告示第29号）の一部を次のように改正する。

第2号様式の2中「あて先」を「宛先」に、第2号様式の3および第2号様式の4中「(あて先) 秋田市選挙管理委員会委員長」を「(宛先) 秋田市選挙管理委員会」に、第3号様式、第6号様式、第6号様式の2、第10号様式から第13号様式まで、第19号様式の3、第19号様式の5および第20号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

(秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する規程の一部改正)

第2条 秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する規程（平成5年選管告示第43号）の一部を次のように改正する。

第1号様式（第2条関係・その1）から第2号様式（第3条関係・その3）までおよび第6号様式（第6条関係・その1）から第6号様式（第6条関係・その3）までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

(秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部改正)

第3条 秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程（平成14年選管告示第36号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第3号および様式第4号中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

農 委 告 示

秋田市農委告示第1号

平成25年1月17日午後2時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成25年1月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（3件）
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（2件）
- 3 農用地利用集積計画（平成24年度第10号）に関する件
- 4 競（公）売等適格証明申請に関する件
- 5 運営委員会委員の選任に関する件
- 6 農地等保全委員会委員の選任に関する件
- 7 農政専門委員会委員の選任に関する件

## 秋田市農委告示第2号

平成25年1月31日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成25年1月24日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査の件

## 上下水道局告示

## 秋田市上下水道局告示第1号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成25年1月25日

秋田市上下水道事業管理者 中野 鋼 一

## 1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所在地
株式会社ハヤキタ 設備工業	今野 丈晴	秋田市四ツ小屋小阿地字 大杉沢86番地1

## 2 廃止年月日

平成24年12月31日

## 秋田市上下水道局告示第2号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成25年1月25日

秋田市上下水道事業管理者 中野 鋼 一

## 1 指定排水設備工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所在地
株式会社ハヤキタ 設備工業	今野 丈晴	秋田市四ツ小屋小阿地字 大杉沢86番地1

## 2 廃止年月日

平成24年12月31日

## 秋田市上下水道局告示第3号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の休止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成25年1月30日

秋田市上下水道事業管理者 中野 鋼 一

## 1 指定給水装置工事事業者の休止

指定工事事業者	代表者	所在地
TLC株式会社北日本 支店 秋田事業所	内山 浩	秋田市土崎港相染町 字浜ナシ山17番地6

## 2 休止年月日

平成25年1月25日

## 公 告

## 秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成25年1月4日

秋田市長 穂 積 志

## 1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

ア 名称 株式会社伊徳ホールディングス  
代表取締役社長 塚本 徹

イ 住所 秋田県大館市清水四丁目4番15号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ア 名称 いとく土崎みなと店

イ 所在地 秋田市土崎港西三丁目地内

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 名称 株式会社伊徳ホールディングス  
代表取締役社長 塚本 徹

イ 住所 秋田県大館市清水四丁目4番15号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成25年8月29日

(5) 大規模小売店舗の店舗面積の合計 2,342㎡

(6) 駐車場の収容台数 115台（身障者専用含む。）

(7) 駐輪場の収容台数 118台（自動二輪車専用6台含む。）

(8) 荷さばき施設の面積 166.55㎡

(9) 廃棄物等の保管施設の容量 37.59㎡

(10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 開店時刻 午前9時

イ 閉店時刻 午後11時

(11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後11時30分まで

(12) 駐車場の自動車の出入口の数  
3箇所

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後9時まで

2 届出年月日 平成24年12月28日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課

(2) 縦覧期間 平成25年1月4日から同年5月4日まで

4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

## 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成24年11月19日付け秋田市指令第4584号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年1月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名  
 潟上市飯田川飯塚字古開90番地7  
 アイホームプラザ株式会社  
 代表取締役 渡部 久志
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
 秋田市飯島字薬師田170番1、171番1、173番1および174番1

## 秋田市公告

秋田市の文化財イラストマップへの広告掲載者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募する。

平成25年1月9日

秋田市長 穂 積 志

- 1 入札に関する事項
  - (1) 入 札 名 文化財イラストマップ広告掲載者選定に係る入札
  - (2) 広告媒体 文化財イラストマップ
  - (3) 予定価格（税抜き） 最低落札価格 47,620円
  - (4) 入札参加要件
    - ア 秋田市内に本社、支店もしくは営業所を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。
    - イ 租税に滞納がないこと。
    - ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者ではないこと。
    - エ 秋田市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）第5条の規定による制限を受ける者ではないこと。
- 2 掲載する広告に関する事項
  - (1) 規格等 掲載寸法は、日本工業規格B列5番とし、掲載紙面は「文化財イラストマップ」（B2版、両面カラー、長2ツ折り後ジャバラ折り（6ツ山）、紙質：上質紙90kg）の裏面右上とする。
  - (2) 色 フルカラー
  - (3) 発行部数 20,000部
  - (4) 配布対象 文化施設、図書館、公民館等
  - (5) 広告の内容等
    - ア 掲載できない広告は、秋田市広告掲載要綱第4条第1項および掲載基準第6条に規定するとおりとする。
    - イ 広告枠内に「広告」と表示すること。
- 3 入札に関する事項
  - (1) 日時 平成25年1月23日(水) 午前10時
  - (2) 場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階  
 秋田市教育委員会「教育委員会室」
  - (3) 落札者の決定 落札者は、予定価格（最低落札価格）以上の金額で、最高の金額をもって、入札した者とする。
  - (4) 契約日 平成25年1月25日(金)（予定）
  - (5) 契約金額（広告料）の支払 広告料は、平成25年3月29日(金)までに、市が指定する金融機関に振り込むものとする。
  - (6) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 4 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札参加希望者は、平成25年1月17日(木)午後5時までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 入札参加申込書（様式1）

イ 営業経歴書（様式2）

ウ 納税証明書 写し可

(ア) 消費税（税務署で、「未納税額のない証明用」の発行を受けること。）

(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※ 消費税・法人市民税は直近の営業年度のもの。納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

エ 登記簿謄本（個人事業主は、住民票） 写し可

(2) 申込書等の提出 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付 申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年1月10日(木)から同月17日(木)までの平日午前9時から午後5時まで（土曜日および日曜日は受け付けないので、注意すること。）。

イ 受付場所 秋田市教育委員会文化振興室

ウ 申込用紙 秋田市教育委員会文化振興室又は秋田市ホームページから入手すること。

## 5 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格等を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成25年1月18日(金)に行う。

## 6 入札保証金および契約保証金 免除

## 7 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市教育委員会文化振興室文化財担当

電話 018-866-2246

## 秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年 1月17日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 業 務 名	デジタル複合機納入設置および賃貸借
(2) 仕 様 書	別紙(省略)のとおり
(3) 履 行 場 所	秋田市役所市民課、御野場地域センター、岩見三内連絡所および大正寺連絡所
(4) 履 行 期 間	契約の日から平成30年 3月31日まで
(5) 入札参加要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項および第 2 項各号の規定による制限を受ける者でないこと。</li> <li>2 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。</li> <li>3 秋田市内に本社、支社、営業所等を有する者であること。</li> <li>4 複合機を納入する際に、設定・調整ができるほか、賃貸借契約を行える業者であること(本業務に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書等を締結している場合も可)。</li> <li>5 租税に滞納がないこと。</li> <li>6 過去に、設置場所と同等規模の事業所(自治体又は法人)に対して、複合機、複写機等の納入を行った実績があること。</li> </ol>

2 入札に関する事項

入札の日時 平成25年 2月13日(水) 午前10時(予定)

入札の場所 秋田市山王一丁目 3 番25号  
秋田市研修棟 2 階 第 4 研修室

契 約 日 平成25年 2月20日(水) (予定)

- 注 意 事 項
- (1) 秋田市財務規則(以下「規則」という。)および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
  - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、受付期間内に次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加要件の審査を受けなければならない。
  - ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式 1)
  - イ 営業経歴書(様式 2)
  - ウ 納税証明書
    - ・ 消費税(税務署で、「未納税額がないこと用(その 3)」の発行を受けること。)
    - ・ 秋田市に納めた法人市民税(個人営業の者は個人市民税)
    - ・ 秋田市に納めた固定資産税
      - ※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
      - ※ 固定資産がない場合は、そのことを証明できるもの
      - ※ 納税証明書に代わって、各納付書の写し又は固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可
  - エ 登記簿謄本(個人営業の方は住民票・身分証明書)
  - オ 賃貸借業者との関係を示す契約(覚書等)の写し。入札参加者が直営で賃貸借できない場合、あらかじめ賃貸借契約が可能な業者との間で契約(覚書等)を締結し、その写

しを提出すること。ただし、リース料率の部分については伏せること。

- (2) 申込書等の提出方法  
申込書等は持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)によること。
- (3) 申込書等の受付  
申込書等は、次のとおり受け付ける。
  - ア 受付期間 平成25年 1月18日(金)から同月28日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで
  - イ 受付場所 市民生活部市民課総務担当
  - ウ 申込書等様式 市民課総務担当又は市民課ホームページから入手のこと。
- 4 入札保証金に関する事項  
入札保証金は、入札金額の100分の 5 以上の額とする。ただし、規則第109条第 1 項の各号のいずれかに該当したときは免除する。
- 5 入札の無効  
規則第113条の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
- 6 指名に関する事項
  - (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
  - (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
  - (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成25年 2月 5 日(水)までに行う。
- 7 契約保証金に関する事項  
契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、規則第128条第 1 項の各号に該当したときは免除する。
- 8 質問事項
  - (1) 質問事項は、次のとおり受け付ける。
    - ア 受付期間 平成25年 1月18日(金)から同月24日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで
    - イ 提出方法 市民生活部市民課総務担当に持参又は電子メール(着信を確認のこと。)により行うこと。
    - ウ 質問書 市民課総務担当又は市民課ホームページから入手のこと。
    - エ 質問回答 平成25年 1月25日(金)午後 2 時から午後 5 時まで、希望者全てに、書面により行う。

9 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先  
秋田市市民生活部市民課総務担当  
電話 018-866-8958  
電子メールアドレス ro-ctct@city.akita.akita.jp

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。  
平成25年1月17日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 業 務 名	ファクシミリ納入設置および賃貸借
(2) 仕 様 書	別紙(省略)のとおり
(3) 履 行 場 所	西部市民サービスセンター、北部市民サービスセンター、河辺市民サービスセンター、雄和市民サービスセンター、駅東サービスセンターおよび秋田市役所守衛室
(4) 履 行 期 間	契約の日から平成30年3月31日まで
(5) 入札参加要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。</li> <li>2 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。</li> <li>3 秋田市内に本社、支社、営業所等を有する者であること。</li> <li>4 ファクシミリを納入する際に、設定・調整ができるほか、賃貸借契約を行える業者であること(本業務に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書等を締結している場合も可)。</li> <li>5 租税に滞納がないこと。</li> <li>6 過去に、設置場所と同等規模の事業所(自治体又は法人)に対して、ファクシミリ、複合機等の納入を行った実績があること。</li> </ol>

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成25年2月13日(水) 午前10時30分(予定)
- 入札の場所 秋田市山王一丁目3番25号  
秋田市研修棟2階 第4研修室
- 契 約 日 平成25年2月20日(水)(予定)
- 注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則(以下「規則」という。)および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。  
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可

- エ 登記簿謄本(個人営業の者は住民票・身分証明書)
- オ 賃貸借業者との関係を示す契約(覚書等)の写し。入札参加者が直営で賃貸借できない場合、あらかじめ賃貸借契約が可能な業者との間で契約(覚書等)を締結し、その写しを提出すること。ただし、リース料率の部分については伏せること。

(2) 申込書等の提出方法  
申込書等は持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)によること。

(3) 申込書等の受付  
申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成25年1月18日(金)から同月28日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 市民生活部市民課総務担当
- ウ 申込書等様式 市民課総務担当又は市民課ホームページから入手のこと。

4 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とする。ただし、規則第109条第1項の各号に該当したときは免除する。

5 入札の無効

規則第113条の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

6 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成25年2月5日(火)までに行う。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、受付期間内に次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加要件の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1)
  - イ 営業経歴書(様式2)
  - ウ 納税証明書
    - ・ 消費税(税務署で、「未納税額がないこと用(その3)」の発行を受けること。)
    - ・ 秋田市に納めた法人市民税(個人営業の者は個人市民税)
    - ・ 秋田市に納めた固定資産税
      - ※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
      - ※ 固定資産がない場合は、そのことを証明できるもの
      - ※ 納税証明書に代わって、各納付書の写し又は固定資

## 7 契約保証金に関する事項

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、規則第128条第1項の各号に該当したときは免除する。

## 8 質問事項

(1) 質問事項は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成25年1月18日(金)から同月24日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 提出方法 市民生活部市民課総務担当に持参又は電子メール(着信を確認のこと。)により行うこと。
- ウ 質問書 市民課総務担当又は市民課ホームページから入手のこと。
- エ 質問回答 平成25年1月25日(金)午後2時から午後5時まで、希望者全てに、書面により行う。

## 9 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先  
秋田市市民生活部市民課総務担当  
電話 018-866-8958  
電子メールアドレス ro-ctct@city.akita.akita.jp

## 秋田市公告

秋田市の文化財イラストマップへの広告掲載者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募する。

平成25年1月22日

秋田市長 穂 積 志

## 1 入札に関する事項

- (1) 入 札 名 文化財イラストマップ広告掲載者選定に係る入札
- (2) 広告媒体 文化財イラストマップ
- (3) 予定価格(税抜き) 最低落札価格 28,572円
- (4) 入札参加要件
- ア 秋田市内に本社、支店もしくは営業所を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。
- イ 租税に滞納がないこと。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者ではないこと。
- エ 秋田市広告掲載基準(以下「掲載基準」という。)第5条の規定による制限を受ける者ではないこと。

## 2 掲載する広告に関する事項

- (1) 規格等
- 掲載寸法は、日本工業規格B列5番とし、掲載紙面は「文化財イラストマップ」(B2版、両面カラー、長2ツ折り後ジャバラ折り(6ツ山)、紙質:上質紙90kg)の裏面右上とする。
- (2) 色 フルカラー
- (3) 発行部数 20,000部
- (4) 配布対象 文化施設、図書館、公民館等
- (5) 広告の内容等
- ア 掲載できない広告は、秋田市広告掲載要綱第4条第1項および掲載基準第6条に規定するとおりとする。
- イ 広告枠内に「広告」と表示すること。

## 3 入札に関する事項

- (1) 日時 平成25年2月5日(火) 午前10時
- (2) 場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階

## 秋田市教育委員会「教育委員会室」

## (3) 落札者の決定

落札者は、予定価格(最低落札価格)以上の金額で、最高の金額をもって、入札した者とする。

(4) 契約日 平成25年2月8日(金)(予定)

(5) 契約金額(広告料)の支払

広告料は、平成25年3月29日(金)までに、市が指定する金融機関に振り込むものとする。

## (6) 注意事項

- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 4 入札参加申込みにに関する事項

(1) 入札参加希望者は、平成25年1月30日(木)午後5時までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 入札参加申込書(様式1)

イ 営業経歴書(様式2)

ウ 納税証明書 写し可

(ア) 消費税(税務署で、「未納税額のない証明用」の発行を受けること。)

(イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人事業主は、個人市民税)

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※ 消費税・法人市民税は直近の営業年度のもの。納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

エ 登記簿謄本(個人事業主は、住民票) 写し可

## (2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

## (3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成25年1月23日(木)から同月30日(火)までの平日午前9時から午後5時まで(土曜日および日曜日は受け付けないので、注意すること。)

イ 受付場所 秋田市教育委員会文化振興室

ウ 申込用紙 秋田市教育委員会文化振興室又は秋田市ホームページから入手すること。

## 5 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格等を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成25年1月31日(木)に行う。

6 入札保証金および契約保証金 免除

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先  
秋田市教育委員会文化振興室文化財担当  
電話 018-866-2246

#### 秋田市公告

財政報告書の作成および公表に関する条例（平成7年秋田市条例第48号）第2条第1項の規定により財政報告書の公表を行うので、同条例第4条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成25年1月23日

秋田市長 穂 積 志  
(以下 略)

#### 秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成24年度第10号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年1月24日

秋田市長 穂 積 志

#### 1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物件名	納品場所	納入期限	入札参加要件
第17号	新品メーター購入（13mm～50mm）	秋田市上下水道局資材倉庫	平成25年3月29日	3に記載

#### 2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年2月4日(月) 午後1時30分
  - (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
  - (3) 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。
  - (4) 契約予定日 平成25年2月6日(水)
  - (5) 注意事項
    - ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
    - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
    - ウ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
    - エ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
- #### 3 入札に参加する者に必要な要件
- (1) 東北地方に本社、支店、営業所等を有する者であること。

1 縦覧に供する書類 農用地利用集積計画書

2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号  
秋田市農林部農林総務課

## 上下水道局公告

#### 秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成25年1月4日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一  
賦課対象区域

柳田字柳田、柳田字馬上田、柳田字佐渡端および柳田字石神（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道認可区域内にあるもの）

#### 秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

平成25年1月18日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

- (2) 地方自治体に対し、新品水道メーターの納入実績があること。
- (3) 租税に滞納がないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 代表者、役員、支店長等の相当の地位にある者が集团的又は常習的に暴力的違法行為を行うおそれのある組織の関係者（暴力団関係者）でないこと。

#### 4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年1月29日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。
  - ア 秋田市登録業者（総務部契約課）
  - ア 入札参加申込書（様式1）

- (イ) 実績調書(様式2)および契約書等の写し
- イ 秋田市登録業者(総務部契約課)ではない者
- (ア) 入札参加申込書(様式1)
- (イ) 実績調書(様式2)および契約書等の写し
- (ウ) 法人登記簿謄本の写し(入札参加申込書を提出する日を基準として3箇月以内に発行されたものに限る。)
- (エ) 納税証明書
  - a 直近の事業年度の消費税(税務署で「未納税額のないこと用(その3)」の発行を受けること。)
  - b 秋田市に納めた直近の事業年度の法人市民税(個人営業の者は個人市民税)
  - c 秋田市に納めた直近の固定資産税(納付期限が到来している期の分までの直近4期分。ただし、秋田市で事業を行っていて固定資産税が課税額0円の場合は「課税証明書」、固定資産を有していないときは「資産なし証明」を、最新年度1年分について提出すること。)
- ※ 納税証明書に代わって、各納付書の写し又は固定資産税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可とする。
- (2) 申込書等の提出
 

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
 

申込書等は、次のとおり受け付ける。

  - ア 受付期間 平成25年1月18日(金)から同月29日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
  - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)
  - ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
  - (1) 閲覧期間は、平成25年1月18日(金)から同年2月1日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
  - (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)
  - (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 6 入札参加資格証の交付に関する事項
 

入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成25年2月1日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。
- 7 その他
  - (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
  - (2) 提出された申込書等は、返却しない。
  - (3) 申込書等の提出に関する問合せ先  
 秋田市上下水道局総務課管財係  
 電話 018-823-8434

**秋田市上下水道局公告**

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。  
 平成25年1月25日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物件名	納品場所	履行期間
第18号	活性炭購入	秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋終末処理場他	契約日から平成25年3月22日まで

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 秋田市の指名停止又は入札参加資格の停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年2月6日(水) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
 秋田市上下水道局 別館二階 会議室(庁舎裏)
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年2月8日(金)
- (5) 注 意 事 項

- ア 秋田市上下水道局財務規程(昭和41年秋田市水道局管理規程第3号)および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年2月5日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書(様式1。以下「申請書」という。)を提出すること。
- (2) 申請書の提出
 

申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付
 

申請書は、次のとおり受け付ける。

  - ア 受付期間 平成25年1月25日(金)から同年2月5日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
  - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係(秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内)
  - ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水

道局ホームページから入手すること。  
 上下水道局ホームページ  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年 1月25日(金)から同年 2月 5日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9時から午後 4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年 2月 6日(水)から同月 7日(木)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式 2）を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕箇所	履行期限	入札参加要件
第35号 仁井田・豊岩浄水場トイレ設備修繕	仁井田浄水場（秋田市仁井田字新中島221番地 2） 豊岩浄水場（秋田市豊岩豊巻字上野164番地	平成25年 3月27日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 管工事 B 級 ② 秋田市の指定排水設備工事業者および指定給水装置工事業者として指定を受けていること。 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 前項の入札参加要件で、「管工事 B 級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市総務部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、同課から管工事 B 級に等級格付されている者をいう。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4の規定に該当しない者であること。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- カ 資格を有する者を主任技術者として本修繕に配置できること。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成25年 2月 6日(水) 午前10時20分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8号  
秋田市上下水道局 別館二階 会議室（庁舎裏）
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成25年 2月 8日(金)
- (5) 注意事項  
ア 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第 3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成25年 1月25日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もりをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。
- エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成25年 2月 5日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式 1。以下「申請書」という。）を提出すること。
- (2) 申請書の提出  
申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付  
申請書は、次のとおり受け付ける。  
ア 受付期間 平成25年 1月25日(金)から同年 2月 5日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9時から午後 4時まで  
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）  
ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成25年1月25日(金)から同年2月5日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係（秋田市八橋本町六丁目12番15号 八橋下水道終末処理場内）
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成25年2月6日(水)から同月7日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。  
ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）  
イ 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式5）および資格者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434

